

函館工業高等専門学校 KOSEN コモンズ函館利用規程

令和 5 年 3 月 24 日

函高専達第 21 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)KOSEN コモンズセンター規程(令和 5 年 3 月 24 日函高専達第 20 号)第 8 条の規定に基づき、本校 KOSEN コモンズ函館(以下「コモンズ」という。)の利用に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 コモンズは、本校と企業との産学連携を通じた地域貢献、共同教育、起業を推進するための拠点として、オフィス機能やミーティング、情報発信等の用に供するものとする。

(管理責任者)

第 3 条 本校に、コモンズの適切な使用について管理させるため、管理責任者を置く。

2 管理責任者は、校長をもって充てる。

(利用対象者)

第 4 条 コモンズの利用対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 本校の教職員
- 二 本校の本科生、専攻科生、聴講生、特別聴講学生、科目等履修生その他の本校において修学をしている者
- 三 本校の研究生、受託研究員、客員研究員その他本校において研究に従事している者
- 四 函館高専地域連携協力会の会員企業に所属する者
- 五 本校教職員と共同研究等を行う者
- 六 起業や地域貢献等を行う本校の卒業生
- 七 その他校長が認めた者

(利用エリア)

第 5 条 コモンズ内に次の各号に示す利用エリアを設置し、本規程に基づき、利用することができる。

- 一 ブース 別表第 1 に定める貸出エリア
- 二 共用部 ブースを除くコモンズ内の共用エリア

(利用可能な日時)

第 6 条 コモンズの利用可能な日時は、次に掲げる日を除いた 8 時 30 分から 18 時までとする。

- 一 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- 二 日曜日
- 三 土曜日(ただし、授業期間中を除く。)
- 四 開校記念日
- 五 12 月 27 日から翌年 1 月 3 日まで
- 六 その他本校が定める一斉休業日等

2 前項に規定するもののほか、特に校長が認めた場合に限り、臨時に利用可能とすること

ができる。

第2章 ブースの利用

(ブースの利用申請)

第7条 ブースの利用を希望する場合は、別紙様式1の利用申請書を校長に提出しなければならない。

(ブースの利用許可)

第8条 校長は、前条の申請があったときは、運営会議の議を経て、本校との関係性や地域への貢献度、事業の成長性などから総合的に判断し、本校の運営に支障のない範囲内において利用を許可するものとする。

2 校長は、前項により利用を許可したときは、別紙様式2の利用許可書により、ブースの利用申請者に通知するものとする。

(ブースの利用許可の期間)

第9条 ブースの利用許可の期間は別表第2に定める期間とする。ただし、校長が必要と認めたときは、2回を限度に更新することができる。なお、校長が特に認めた場合については、この限りではない。

(ブースの利用料)

第10条 ブースの利用許可を受けた者(以下「ブース利用者」という。)は、利用に要する費用(以下「利用料」という。)を納付するものとし、その額は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 第4条第一号、第二号及び第六号に掲げる者 別表第2の区分による負担金の額に利用する月数を乗じた額

二 第4条第三号から第五号及び第七号に掲げる者 別表第3の区分による負担金の額に利用する月数を乗じた額

2 利用料は、本校が指定する銀行口座へ本校が指定する日までに振り込んで納付するものとする。

(ブースの利用変更)

第11条 ブース利用者は、利用を許可された事項に変更が生じるときは、第7条に定める利用申請書を校長に提出し、許可を受けなければならない。

2 校長は、前項の申請があったときは、軽微な変更を除き、第8条の規定を準用するものとする。

(ブースの利用上の義務)

第12条 ブース利用者は、ブースを利用するにあたり、本校不動産管理規則(平成20年1月18日函高専達第15号)その他の定め及び関係法令を遵守しなければならない。

2 ブース利用者は、利用の許可を受けた目的以外にブースを利用し、又は利用申請書に記載の者を除く第三者に利用させてはならない。

(ブースの利用許可の取消し)

第13条 校長は、ブース利用者がこの規程に違反し、ブースの利用に重大な支障を生じさせたときは、利用許可を取り消し、又は利用を停止させることができる。

(鍵の借用等)

第14条 ブース利用者は、総務課よりブースの鍵と共用部のスマートキーを借用して利用し、責任を持ってブースを開錠及び施錠するものとする。

(利用の報告)

第15条 校長はブース利用者に対し、別紙様式3の利用報告書により、必要に応じて利用に関する事項について報告を求めることができる。

2 ブース利用者は、コモンズにおける事業の開示を求められたときは、積極的に協力しなければならない。

(原状回復)

第16条 ブース利用者は、ブースの利用を終了又は中止したときは、速やかに原状に復したうで、校長に届け出なければならない。

第3章 共用部の利用

(共用部出入口の開放時間)

第17条 共用部の開放時間は15時から18時とする。

(共用部の利用上の注意)

第18条 共用部の利用者は、善良な管理者の注意をもって利用すること。

(共用部の利用停止)

第19条 校長は、共用部の利用者がこの規程に違反し、共用部の利用に重大な支障を生じさせたときは、利用を停止させることができる。

第4章 その他

(損害の賠償)

第20条 コモンズの利用者は、共用部、ブースを問わず、故意又は重大な過失によりコモンズの設備備品に損害を与えたときは、その賠償責任を負うものとする。

(庶務)

第21条 コモンズの利用に関する事務は、総務課が処理する。

(雑則)

第22条 この規程に定めるもののほか、コモンズの利用に関し必要な事項は、校長が定める。

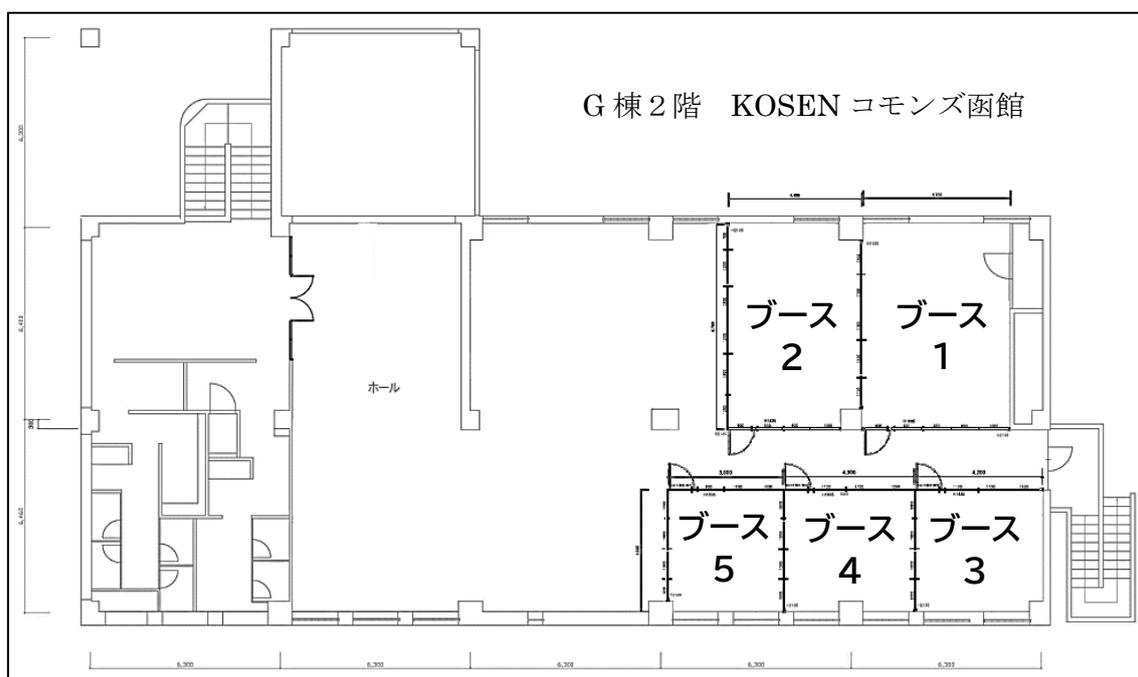
附 則(令和5年3月24日函高専達第21号)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 函館工業高等専門学校福利会館管理運営規程(昭和50年3月23日函高専達第2号)及び函館工業高等専門学校福利会館課外活動施設使用細則(昭和59年3月23日函高専達第3号)は廃止する。

附 則(令和8年1月20日函高専達第6号)

この規程は、令和8年4月1日から施行する

別表第1（第5条第一号関係）



別表第2（第9条関係）

ブース番号	利用許可の期間	備考
ブース1	6カ月～1年以内	
ブース2	6カ月～1年以内	
ブース3	6カ月～1年以内	
ブース4	1カ月～6カ月以内	
ブース5	1カ月～6カ月以内	

別表第3（第10条第一号関係）

ブース番号	面積	月額料金	備考
ブース1	30.92 m ²	18,000 円	
ブース2	28.27 m ²	16,800 円	
ブース3	16.78 m ²	9,600 円	
ブース4	16.98 m ²	9,600 円	
ブース5	15.11 m ²	9,000 円	

別表第4（第10条第二号関係）

ブース番号	面積	月額料金	備考
ブース1	30.92 m ²	30,000 円	
ブース2	28.27 m ²	28,000 円	
ブース3	16.78 m ²	16,000 円	
ブース4	16.98 m ²	16,000 円	
ブース5	15.11 m ²	15,000 円	

別紙様式1 (第10条関係, 第14条関係)

年 月 日

函館工業高等専門学校KOSEN commons 函館ブース (新規・変更) 利用申請書

函館工業高等専門学校長 殿

申請者 _____

下記のとおり, 利 用 したいので申請します。
変 更

利用者について	*該当するものに○を付し, 所属等を証明する資料を添付してください。 () 本校の教職員 () 本校の本科生, 専攻科生, 聴講生, 特別聴講学生, 科目等履修生その他の本校において修学をしている者 () 本校の研究生, 受託研究員, 客員研究員その他本校において研究に従事している者 () 函館高専地域連携協力会の会員企業に所属する者 () 本校教職員と共同研究等を行う者 () 起業や地域貢献等を行う本校の卒業生 () その他 ()	
	所 属	
	住 所	
	電 話 番 号	
希望利用場所	*希望するブース番号を○で囲んでください ブース 1 (30.92 m ²) ブース 2 (28.27 m ²) ブース 3 (16.78 m ²) ブース 4 (16.98 m ²) ブース 5 (15.11 m ²)	
利 用 目 的	*本校教職員との共同研究や, 本校の研究を活用した起業や地域貢献等の内容と実施計画についても明記すること。	

利用希望期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
利用者氏名等	所属・職名等	氏名	連絡先(電話)
備考			

利用上の留意事項

1. 書ききれない場合は、別紙として記入または内容が記載された資料を添付すること。
2. この申請書は、使用希望日の2か月前までに、函館工業高等専門学校総務課研究推進係 (kenkyu@hakodate-ct.ac.jp) へ提出すること。
3. 原則、前納(使用開始日前日まで)とします。
4. 申請内容に変更が生じた場合は、速やかに本校へ連絡すること。
5. 利用者は、ブースを利用するにあたり、本校不動産管理規則(平成20年函高专達第15号)その他の定め及び関係法令を遵守すること。
6. 利用者は、利用の許可を受けた目的以外にブースを利用し、又は利用申請書に記載の者を除く第三者に利用させてはならない。
7. 利用者は、共用部、ブースを問わず、故意又は重大な過失によりコモンズの設備備品に損害を与えたときは、その賠償責任を負うこと。

<p>ブース付属設備 (第13条利用料に含まれる)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブース内の備品(机, 椅子, コート掛け) ・Wi-fi ・コモンズ共用部の利用

<p>別途, 費用が発生するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コピー機利用料

別紙様式2（第11条関係）

年 月 日

函館工業高等専門学校KOSENコモンズ函館ブース利用許可書

殿

函館工業高等専門学校長

KOSENコモンズ函館の利用について、下記のとおり許可します。
なお、利用にあたっては、KOSENコモンズ函館利用の諸規程を遵守願います。

利用代表者		
利用目的		
利用場所	ブース ____（ ____m ² ， ____円/月額）	
利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
利用者氏名等	所属・職名等	氏名
備考		

別紙様式3（第18条関係）

年 月 日

函館工業高等専門学校KOSENコモンズ函館ブース利用報告書

函館工業高等専門学校長 殿

利用代表者 _____

KOSENコモンズ函館の利用について下記のとおり報告します。

利 用 場 所	ブース ____
利 用 許 可 期 間	____年 ____月 ____日 ~ ____年 ____月 ____日
利 用 目 的	
利 用 状 況	
利 用 に よ り 得 ら れ た 成 果	
そ の 他 ()	
備 考	